

国民健康保険事業費納付金

市町が県に納付する平成 31 年度の納付金について、12 月末に厚生労働省から示された指標や予算見込等（国交付金の配分額、診療報酬改定、被保険者数の推計等）を用いて算定しました。

1 納付金算定の考え方

納付金の算定については、平成 31 年度の国民健康保険事業に係る保険給付費等がどの程度必要になるかを推計するところから始まります。年度ごとに変わる医療費や被保険者（国民健康保険加入者）数の増減など、厚生労働省から示された数値等を盛り込んで算定するものです。

本県においても、医療の高度化や被保険者の高齢化等により社会保障関係経費が増大している影響は顕著であり、平成 31 年度の国民健康保険事業に係る保険給付費等総額の支払に必要な納付金等の伸び率は 4.33%の増加と見込んでいます。具体的には、保険給付費等総額の支払に必要な額から国や県からの交付金等の納付金以外の収入を控除し、最終的に市町から納付される額を算定します。

なお、平成 30 年度からの制度改正を原因とした負担増が発生している市町については、国と県が補てんを行うこととしていますので、納付金の増減は、各市町における医療費の増減や被保険者数の増減及び年齢構成の変動等を原因としたものとなります。

2 平成 31 年度の納付金算定の結果について

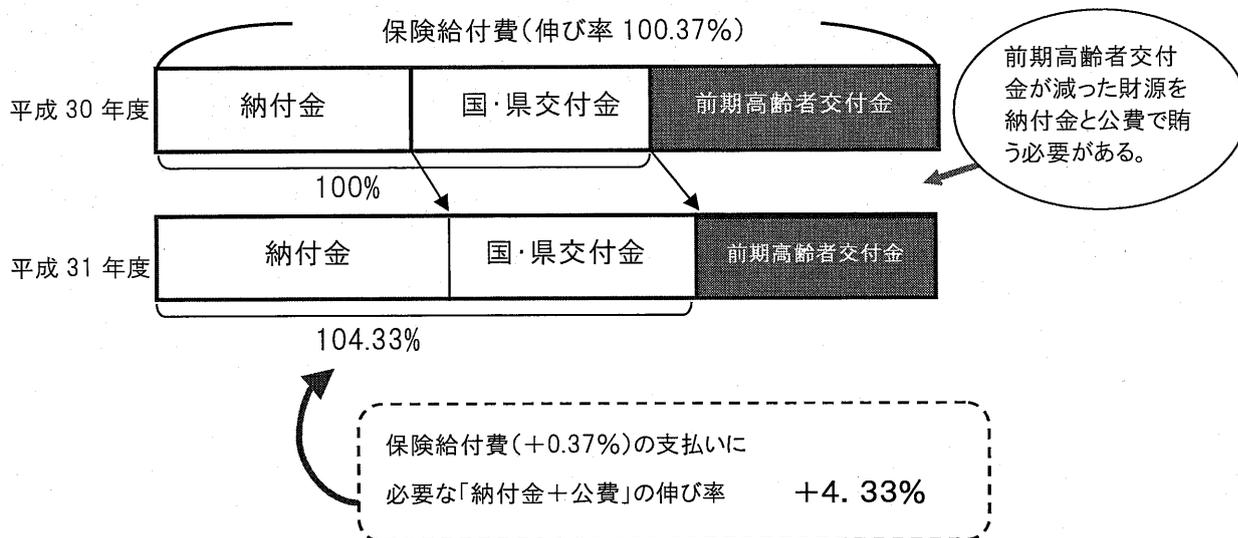
保険給付費等総額に必要な納付金等は、4.33%の増加を見込んでいますが、国と県が行う国保制度改正を原因とした負担増に対する補てん 12 億 6,757 万円の交付や過年度の過大交付金の精算 8 億 3,331 万円等により、実質的な各市町の負担増は県全体では 2.16%となっています。

各市町別にみると、被保険者数の増減等がそれぞれ異なることから、平成 30 年度に比べて納付金の負担が増える市町は 21（負担増額は約 11 億 2,694 万円）、減る市町は 8（負担減額は約 7,326 万円）となっています。

負担が増える市町の中には、増加率 4.33%を超える市町が 3 市町（松阪市、鈴鹿市、木曾岬町）ありますが、これらの 3 市町は他市町に比べて被保険者数の減少率が低いことから、このような算定結果となっています。他の 26 市町も増加見込みの影響は受けていますが、被保険者数の減少見込み等により、その負担増が軽減された形になっています（別紙 1 参照）。

各市町においては上記の納付金をベースとして、国と県の交付金（県全体で約 64 億円を想定）や自前の基金繰入金等に加え、独自の保健事業の費用等を勘案し

たうえで、住民からの保険料（税）総額を算定していくことになります。



3 平成 30 年度のスケジュールについて

	納付金算定	会議等
8月	納付金算定のための事前調査 保険者努力支援制度・保険者取組支援制度の評価作業	第1回三重県市町国保広域化連携会議(8/2) 保険者努力支援制度の評価指標等に係る説明会(8/21)
9月		
10月	(国から仮係数提示10月)	
11月	→仮係数による納付金等算定作業	
12月	(国から確定係数提示12月末)	第2回三重県市町国保広域化連携会議(12/5)
1月	→確定係数による納付金等算定作業	第3回三重県市町国保広域化連携会議(1/30)
2月	運営協議会へ諮問	第1回三重県国民健康保険運営協議会
3月	納付金・標準保険料率の確定→市町へ通知、公表	

今後、平成 31 年度の納付金、標準保険料率を確定し、市町へ正式通知するとともに、県ホームページで公表します。

平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定結果

平成31年度に三重県全体で保険給付費の支払いに必要な納付金等は、平成30年度に比べて4.33%の伸び率

この財源に必要な各市町村からの納付金は以下の通り

【被保険者数】

保険者名	被保険者数(推計)		差	増減率
	H30	H31		
三重県	390,441	372,842	▲ 17,599	▲ 4.51%
津市	56,827	54,857	▲ 1,970	▲ 3.47%
四日市市	61,850	58,045	▲ 3,805	▲ 6.15%
伊勢市	28,378	26,962	▲ 1,416	▲ 4.99%
松阪市	36,456	35,626	▲ 830	▲ 2.28%
桑名市	27,495	26,275	▲ 1,220	▲ 4.44%
鈴鹿市	39,243	37,870	▲ 1,373	▲ 3.50%
名張市	17,608	16,972	▲ 636	▲ 3.61%
尾鷲市	4,786	4,402	▲ 384	▲ 8.02%
亀山市	9,660	9,195	▲ 465	▲ 4.81%
鳥羽市	6,403	5,901	▲ 502	▲ 7.84%
熊野市	5,197	4,800	▲ 397	▲ 7.64%
いなべ市	8,884	8,640	▲ 244	▲ 2.75%
志摩市	14,799	13,905	▲ 894	▲ 6.04%
伊賀市	19,732	19,043	▲ 689	▲ 3.49%
木曽岬町	1,656	1,645	▲ 11	▲ 0.66%
東員町	5,655	5,461	▲ 194	▲ 3.43%
菟野町	8,327	7,876	▲ 451	▲ 5.42%
朝日町	1,503	1,403	▲ 100	▲ 6.65%
川越町	2,720	2,453	▲ 267	▲ 9.82%
多気町	3,500	3,293	▲ 207	▲ 6.20%
明和町	5,373	5,018	▲ 355	▲ 6.61%
大台町	2,490	2,415	▲ 75	▲ 3.01%
玉城町	3,202	3,253	▲ 51	▲ 1.59%
度会町	2,066	1,928	▲ 138	▲ 6.68%
御浜町	2,675	2,542	▲ 133	▲ 4.97%
紀宝町	3,327	3,071	▲ 256	▲ 7.69%
大紀町	2,345	2,294	▲ 51	▲ 2.17%
南伊勢町	3,870	3,493	▲ 377	▲ 9.74%
紀北町	4,414	4,214	▲ 200	▲ 4.53%

【納付金比較】

H30 納付金額 ①	H31 納付金額 ②	H31 実質納付金額 ②⑤	H31 実質納付金額 ③	実質 増減率 ④
7,452,640,321	7,686,060,825	7,497,003,301	0.60%	
8,097,726,377	8,312,236,468	8,127,645,182	0.37%	
3,255,828,702	3,310,803,665	3,310,803,665	1.69%	
4,379,761,915	4,678,926,631	4,678,926,631	6.83%	
3,678,872,512	3,822,360,477	3,754,977,473	2.07%	
4,958,254,374	5,248,785,506	5,248,785,506	5.86%	
1,951,765,525	2,087,132,155	2,023,292,416	3.68%	
557,445,436	580,878,459	560,778,591	0.60%	
1,135,985,115	1,154,691,705	1,154,691,705	1.65%	
828,743,521	867,342,032	815,702,994	▲ 1.57%	
590,782,227	607,716,411	579,624,140	▲ 1.89%	
1,150,858,633	1,241,379,681	1,190,268,517	3.42%	
1,781,098,010	1,821,414,693	1,816,665,500	2.00%	
2,396,278,178	2,478,770,780	2,462,880,116	2.78%	
241,260,218	255,834,470	255,834,470	6.04%	
697,136,227	716,510,366	716,510,366	2.78%	
1,034,907,632	1,061,737,571	1,049,146,421	1.38%	
176,317,493	177,781,257	176,098,435	▲ 0.12%	
366,729,598	372,114,708	355,262,304	▲ 3.13%	
413,855,651	433,904,473	428,448,384	3.53%	
679,222,018	675,850,616	667,310,739	▲ 1.75%	
293,722,979	304,805,697	304,805,697	3.77%	
418,241,330	448,817,742	420,418,589	0.52%	
239,158,593	240,419,728	235,622,302	▲ 1.48%	
279,917,161	280,853,978	280,853,978	0.33%	
357,921,802	353,743,589	353,743,589	▲ 1.17%	
287,551,998	324,148,652	296,932,996	3.26%	
486,230,498	513,875,906	468,482,610	▲ 3.65%	
488,369,733	504,676,336	498,745,093	2.12%	

【納付金増減とは区分すべき事由】

⑤	⑥	⑦
833,312,867	1,267,572,116	1,000,560,430
189,057,524	0	1,033,082,000
184,591,286	244,717,720	502,761,861
0	155,867,322	473,981,269
0	0	400,233,897
67,383,004	126,409,025	578,662,000
0	0	278,341,395
63,839,739	148,674,720	90,118,803
20,099,868	0	138,183,313
0	91,048,890	143,057,531
51,639,038	0	98,844,898
28,092,271	0	120,401,913
51,111,164	98,228,160	217,996,750
4,749,193	27,170,370	326,971,571
15,890,664	105,231,618	30,170,637
0	5,178,460	85,427,000
0	31,870,396	132,902,577
12,591,150	90,377,100	48,362,114
1,682,822	32,311,090	54,981,262
16,852,404	22,059,829	66,319,782
5,456,089	0	109,025,466
8,539,877	0	55,314,152
0	7,877,730	85,870,799
28,399,153	0	24,658,281
4,797,426	6,559,056	57,219,580
0	0	66,094,970
0	0	40,519,137
27,215,656	0	52,264,587
45,393,296	14,754,432	85,622,068
5,931,243	59,236,198	

【今後行われる財政支援の予定額】

以下の予定額は、納付金通知後に県・国が各市町村へ個別に支払う交付金等の見込予定額(昨年度から約3億円の増の見込)

三重県	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市	亀山市	鳥羽市	熊野市	いなべ市	志摩市	伊賀市	木曽岬町	東員町	菟野町	朝日町	川越町	多気町	明和町	大台町	玉城町	度会町	御浜町	紀宝町	大紀町	南伊勢町	紀北町
6,397,950,041	1,000,560,430	1,033,082,000	502,761,861	473,981,269	400,233,897	578,662,000	278,341,395	90,118,803	138,183,313	143,057,531	98,844,898	120,401,913	217,996,750	326,971,571	30,170,637	85,427,000	132,902,577	48,362,114	54,981,262	66,319,782	109,025,466	55,314,152	85,870,799	24,658,281	57,219,580	66,094,970	40,519,137	52,264,587	85,622,068

平成30年度補てん額は約14億円

H29に市町村が社会保険診療報酬支払基金から過大交付された前期高齢者交付金等H31納付金に含めて戻す

(注1) 納付金額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算です。

(注2) 医療費指数反映係数(α) = 0.7で算定しています。

(注3) 退職被保険者(60~64歳の元被用者保険加入者等)分については、社会保険支払基金等から別途財源が確保されるため、本算定には含んでいません。

平成31年度の標準保険料率

保険料(税)率は市町が決定するものであり、標準保険料率と実際の保険料(税)率とは異なります。

- ※ 標準保険料率は、県内統一又は全国統一のルールで算定した理論値であり、実際の保険料(税)とは算定方法等が異なります。
- ※ 標準保険料率の算定にあたっては、平成31年度の国民健康保険事業費納付金額から、平成31年度の市町個別事業(保健事業、出産育児諸費等)、個別収入(交付金、過年度の保険料収納見込等)を加減算して算定しています。市町個別事業等は12月時点で見込んだ予測金額を用いており、各市町における平成31年度当初予算額とは異なる場合があります。
- ※ 法定外繰入等(決算補填目的の法定外一般会計繰入、市町基金からの取崩、前年度繰越金等)は勘案していません。
- ※ 市町は、標準保険料率を参考としつつ、現行の保険料(税)率を基に当該市町の状況を勘案して、当初予算編成や保険料決定を行います。

<市町村標準保険料率>

- ・市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す(国民健康保険法第82条の3第1項)
- ・県内統一の算定ルールにより算定し、市町間比較を行うためのもの

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
津市	7.97%	32,394円	22,939円	2.58%	10,464円	7,410円	2.25%	11,868円	5,844円
四日市市	7.84%	31,836円	22,544円	2.54%	10,304円	7,296円	2.01%	10,580円	5,210円
伊勢市	6.52%	26,507円	18,770円	2.62%	10,618円	7,519円	2.13%	11,224円	5,527円
松阪市	7.09%	28,816円	20,406円	2.52%	10,206円	7,228円	2.36%	12,415円	6,114円
桑名市	8.24%	33,483円	23,710円	2.47%	10,033円	7,105円	1.85%	9,756円	4,804円
鈴鹿市	7.79%	31,654円	22,416円	2.52%	10,225円	7,241円	2.22%	11,678円	5,751円
名張市	7.41%	30,111円	21,323円	2.46%	9,968円	7,059円	1.84%	9,713円	4,783円
尾鷲市	7.33%	29,764円	21,077円	2.45%	9,924円	7,028円	2.27%	11,969円	5,894円
亀山市	6.95%	28,237円	19,996円	2.47%	10,031円	7,104円	1.93%	10,192円	5,019円
鳥羽市	7.45%	30,281円	21,443円	2.58%	10,465円	7,411円	2.28%	11,992円	5,906円
熊野市	6.79%	27,576円	19,528円	2.47%	9,997円	7,079円	2.18%	11,482円	5,654円
いなべ市	8.13%	33,026円	23,387円	2.42%	9,820円	6,954円	1.96%	10,301円	5,073円
志摩市	6.87%	27,894円	19,753円	2.47%	10,009円	7,087円	2.21%	11,618円	5,722円
伊賀市	7.59%	30,837円	21,837円	2.41%	9,758円	6,910円	2.11%	11,107円	5,470円
木曾岬町	6.97%	28,318円	20,053円	2.63%	10,653円	7,544円	2.25%	11,874円	5,848円
東員町	7.00%	28,443円	20,142円	2.34%	9,476円	6,710円	1.87%	9,847円	4,849円
菰野町	6.89%	27,971円	19,807円	2.44%	9,903円	7,013円	1.83%	9,637円	4,746円
朝日町	5.24%	21,281円	15,070円	2.51%	10,178円	7,207円	1.95%	10,272円	5,059円
川越町	7.17%	29,146円	20,639円	2.43%	9,850円	6,975円	1.90%	10,027円	4,938円
多気町	6.97%	28,296円	20,037円	2.60%	10,558円	7,477円	2.16%	11,407円	5,617円
明和町	7.14%	29,000円	20,536円	2.50%	10,132円	7,175円	2.06%	10,835円	5,336円
大台町	6.27%	25,478円	18,042円	2.58%	10,465円	7,411円	1.94%	10,238円	5,042円
玉城町	6.95%	28,232円	19,992円	2.64%	10,726円	7,595円	2.42%	12,752円	6,280円
度会町	7.11%	28,889円	20,457円	2.57%	10,414円	7,375円	1.99%	10,468円	5,155円
御浜町	4.31%	17,513円	12,401円	2.41%	9,775円	6,922円	2.04%	10,747円	5,292円
紀宝町	5.05%	20,501円	14,518円	2.54%	10,283円	7,282円	2.27%	11,939円	5,879円
大紀町	8.36%	33,974円	24,058円	2.43%	9,835円	6,964円	2.30%	12,120円	5,969円
南伊勢町	9.21%	37,426円	26,503円	2.26%	9,162円	6,488円	1.53%	8,065円	3,972円
紀北町	6.04%	24,552円	17,386円	2.48%	10,070円	7,131円	1.98%	10,443円	5,143円

<都道府県標準保険料率>

- ・当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す(国民健康保険法第82条の3第2項)
- ・全国統一の算定ルールにより算定し、都道府県間比較を行うためのもの

医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
7.51%	43,471円	2.54%	14,581円	2.16%	16,078円